資料－１

津波防災地域づくりに係る技術検討会

開　催　趣　旨

１．趣旨

本年３月１１日の東日本大震災を受け、国土交通省では、津波防災地域づくり制度の法制化に向けた検討が進められているところである。

津波防災地域づくりを進めていくためには、①建築物等の前面における津波のせき上げ高の評価手法、②特定開発行為の許可の基準及び③津波防護施設の技術上の基準についての技術的な検討が必要である。

このため、有識者等からなる検討会を開催し、陸域に遡上した津波の挙動を踏まえ、安全な構造等に係る基準等となるよう、検討を行うものである。

２．位置づけ

本検討会は、行政運営上の参考に資するため、水管理・国土保全局長が委員を委嘱した上で、委員の参集を求め開催するものである。

３．検討会の委員

別添のとおり。

４．検討会で行う主な検討内容

（１）建築物等の前面における津波のせき上げ高の評価手法

（２）特定開発行為の許可の基準（地盤部分となる盛土・切土の構造基準）

（３）津波防護施設の技術上の基準

（４）その他法律の施行に関し、座長が必要と認めた事項

５．スケジュール

１１月上旬から１２月上旬にかけて、３回を目途に検討会を開催し、必要に応じ、パブリックコメントを行うための成案をとりまとめる。

第１回　検討の方向性等の共有化

（１）本検討会の設置趣旨

（２）津波防災地域づくり法案の検討状況の説明

（３）津波防災地域づくりにおける技術的検討の必要性

①　建築物等の前面における津波のせき上げ高の評価手法

②　特定開発行為の許可の基準

③　津波防護施設の技術上の基準

（４）検討事項毎の検討方針等

第２回　詳細な検討

①　建築物等の前面における津波のせき上げ高の評価手法

・　数値計算結果に基づくせき上げ高の水工学的な分析

・　最大浸水深から換算する手法の提案

②　特定開発行為の許可の基準

・　がけ面の保護等を必要とする条件の水工学的な分析、設定

・　洗掘対策やがけ上端部の保護を必要とする場所、範囲の設定

③　津波防護施設の技術上の基準

・　法面の保護等を必要とする条件の水工学的な分析、設定

第３回　成案のとりまとめ

別 添

津波防災地域づくりに係る技術検討会

委　員　名　簿

＜有　識　者＞

佐藤（さとう）　慎司：東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授

○福岡（ふくおか）　捷二：中央大学研究開発機構教授

藤間（ふじま）　功司：防衛大学校システム工学群建設環境工学科教授

二木（ふたき）　幹夫：㈶ベターリビング つくば建築試験研究センター所長

＜行政関係者＞

松本（まつもと）　中：岩手県 県土整備部 河川課総括課長

後藤（ごとう）　隆一：宮城県 土木部 河川課長

千葉（ちば）　琢夫：宮城県 土木部 建築宅地課長

浅野（あさの）　俊和：福島県 土木部 河川計画課長

村田（むらた）　和彦：浜松市 都市整備部長

（有識者については五十音順、○は座長）

津波防災地域づくりに係る技術検討会

規　約

（名称）

第１条　本会議は、「津波防災地域づくりに係る技術検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

（目的）

第２条　津波防災地域づくり制度の検討に際し、必要となる技術的な検討事項のうち、①建築物等の前面における津波のせき上げ高の評価手法、②特定開発行為の許可の基準及び③津波防護施設の技術上の基準について、陸域に遡上した津波の挙動を踏まえ、安全な構造等に係る基準等となるよう、検討を行うことを目的とする。

（委員の任命）

第３条　委員は、有識者及び行政関係者から、水管理・国土保全局長が任命する。

（会議）

第４条　会議には座長をおき、会議に属する委員のうちから、水管理・国土保全局長が指名する。

２　座長は、議長として会議の議事を整理する。

３　座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。

４　会議は原則として公開で開催する。

５　会議配布資料は、国土交通省ホームページに公開することを原則とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

６　会議における議事要旨については、会議後速やかに作成し、あら

かじめ座長に確認の上、国土交通省ホームページに公開するものとする。

（事務局）

第５条　会議の事務局は、水管理・国土保全局（河川計画課、海岸室）及び都市局（都市計画課開発企画調査室）並びに国土技術政策総合研究所河川研究部（海岸研究室）に置く。

２　事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

（雑則）

第６条　この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

（附則）

この会議は、平成２３年１１月８日から施行する。